

様式(細則 5-2)

令和4年11月1日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を実施したので、その結果を報告します。

記

- 1、期日 令和4年10月18日（火）～10月20日（木）
- 2、研修内容 ①福岡県議会ハラスメント条例への取り組みについて
②対馬市における外国資本による土地等の買収の現状と対策について
③対馬博物館の設立経緯と文化財の保存伝承について
④筑前町立大刀洗平和記念館の維持管理及び町民等への啓発活動について
- 3、視察先 福岡県議会（福岡市）、長崎県対馬市役所・対馬博物館
福岡県筑前町立大刀洗平和記念館
- 4、調査経費 56,683円（交通費 41,523円、宿泊費 12,280円、駐車料金 1,130円、高速料金 1,750円）
- 5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



福岡県議会、対馬市、筑前町の視察について（10月18日～20日）

令和4年11月1日

1、 福岡県議会ハラスメント条例への取り組みについて

(1) 概要 (18日 福岡県議会 後藤香織 議員)

- ① 福岡県議会は定員90人で、自民党県議団38人、民主県政クラブ県議団21人、緑風会県議団11人、公明党県議団9人の4会派79人で主流派を形成し、その他は日本共産党県議団2人、自民党進志会1人、真政会1人、拓志会1人などとなっており、うち女性は8人でその割合は9・5%となっている。
- ② 代表4会派により「議員提案政策条例検討会議」（※1）を設置し、年1本の議員提案政策条例の制定をめざしている。
- ③ 第3次男女共同参画基本計画で掲げていた指導的地位に占める女性比率の目標「2020年までに少なくとも30%」が達成できず、「20年代の可能な限り早期に30%程度」に先送りされている。政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとし、政党に対し「政治分野における男女共同参画に関する法律」（2018年5月）の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めることを要請され、地方議会に対しては議員活動と家庭生活との両立、ハラスメントの防止などを地方議会に取り組みが要請されている。
- ④ この法律は、セクハラやマタハラの防止策を求める内容が新設され、地方自治体の責務が強化され（2021年6月改正）、福岡県議会超党派で「法改正に伴うセクハラ、パワハラ対策を求める」動きを行い、民主県政クラブ県議団代表質問（2021年9月県議会）、同県民生活商工委員会、同決算特別委員会などを経て、県内の実態調査の実施、相談体制の整備は県の義務、ハラスメントは人権問題であると整理した。
- ⑤ 2022年4月内閣府により「政治分野におけるハラスメント防止研修用教材」（※2）が作成され啓発が行われており、浜田市議会ではこの教材により9月21日議員研修を行っている。
- ⑥ 政治分野におけるハラスメント防止研修用教材（※2）からは、議員の責務の明確化、被害者の想定（議員、その候補者、議会事務局、議員秘書、選挙ボランティア、インター、記者など）、加害者の想定（議員か、有権者か、SNSなどを使い相手が特定できない場合など）、事実の認定（第三者性の確保、専門家の関与、プライバシーの遵守）、被害者救済の道筋の明確化、加害者の公表、条例の見直しの年限（3年、5年）などとされている。
- ⑦ 福岡県では、女性地方議員が立候補を決めた時、当時の市議会議員（現在、某市副市長）からハラスメントを受けた。市議会において副市長に対し事実確認し（本人は否定）、副市長を任命した市長に対し責任を追及し、市議会、議会事務局の双方から聞き取り調査をした結果、「事実関係は確認できない」とされ、県議会で再確認することとなった。
- ⑧ 以上のような経過を経て、2022年3月福岡県議会で「地方議会関係ハラスメントの根絶を求める決議」が議決され、6回の議員提案政策条例検討会議（※1）を開催し、条例素案の検討、会派から修正案の提出、パブリックコメントの実施（66件の意見あり）、市町村議会への意見照会などを経て、2022年6月21日可決、7月5日公布、2023年1月一部施行、同4月全面施行される。
- ⑨ 自治体職員のハラスメント防止などについては、通常、自治体の要綱や規定などで定められ、議員については、政治倫理条例、政治倫理基準などで定められており、浜田市議会議員政治倫理条例では「ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」と

されている。

- ⑩ 全国では、議員や職員のハラスメント防止に関する単独条例を制定している自治体は17自治体が確認でき、うち議員と特別職を含む職員の両方を含む条例は東京都狛江市など3市、議員のみを対象とするのは川越市など8市区、特別職を含む職員のみは牛久市、一般職員のみ対象は青森県三戸町などとなっている。
- ⑪ 福岡県議会条例の概要は、議員によるハラスメント、議員又は議員になろうとする者へのハラスメントなど政治活動などの環境を害するものを対象とし、県議会議員の責務を規定し、ハラスメント根絶に向け研修、外部有識者による相談窓口の設置、市町村との連携、研修の共同実施、市町村議会や議員への相談に応じる、票ハラスメントへの対応（議員、候補者、その秘書や家族）などとなっている。
- ⑫ 条例は、12条で構成され、条例施行後3年を目途として必要な見直しを行うとされている。

（2）所 見

- ① 福岡県内の市の議員ハラスメントに端を発し、県議会で取り上げ条例制定までこぎ着けた事例であること、県議会議員の執行部への圧力などもあったとのことで、浜田市で抱えている事案についても、その状況をしっかり調査分析、解決策を検討するとともに、先進例に倣い条例化など対策を講じる必要がある。

2、対馬市における外国資本による土地等の買収の現状と対策について（19日）

- （1）概 要 （部長 小寺裕也、次長 一宮 努、議会事務局参事 糸瀬 博隆）
- ② 平成20年4月のマスコミ報道などによる土地などの購入問題については、全国的に注目され、市は長崎県対馬振興局と連携して、これまでに3回の独自調査を実施した。その結果、令和4年9月「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「重要土地等調査法」）が全面施行され、土地などの利用状況調査や区域指定による届出制度の創設、土地などの不適切な利用の規制、国による買取りなどの措置が講じられることとなった。
- ③ 市として現時点では特段の対策は考えていないが、重要土地等調査法の運用にあたり区域指定に向けた情報収集や有効な規制手段等は検討することである。また、市民や事業者等からの情報提供の仕組みづくりも今後、検討する必要がある。が当面は、市職員を地域毎に割当てて地域を担当する「地域マネージャー」制度を活用して情報収集にあたる。

（2）所 見

- ① 韓国人を中心とする外国人が、対馬の土地を買いあさっているとのマスコミ報道が一時期にぎわせたが、島内の様子からは「韓国」云々が感じられず、また在日外国人が約200人であることから、マスコミ報道であったような懸念を察することはできなかつた。「重要土地等調査法」による管理、「地域マネージャー」制度による相談体制、監視体制などの取り組みは他自治体としても参考となる。
- ② 浜田市においても外国資本によるメガソーラー事業が行われているが、日本海に面し重要港湾を擁し必然的に外国との付き合い、外国資本の流入、外国人の在住など、行政としてその対応を視野に入れておく必要がある。

3、対馬博物館の設立経緯と文化財の保存伝承について（19日）

（1）概要 （博物館学芸課長 阿比留 忠明、文化財課長 川辺 真由美）

- ① 対馬博物館は、令和4年4月に開館したもので、事業費約40億5800万円、うち約9割を合併特例債で活用し、建物面積3,128m²の建物であり、建築工事費やその後の運営費は、市と県で按分し約7:3である。対馬市は平成16年6町が合併し市制を施行し、合併以前の上対馬町、峰町、豊玉町の歴史民俗資料館などは、そのまま運営されている。
- ② 対馬は古代、中世から近世に至るまで、対岸諸国との交易の中心であり、日本を代表する窓口であったことから、歴史資源も豊富で、対岸諸国との難しい関係にある中、その歴史的位置、歴史資源などを活用することで、「国境の島」として、その地位をいかして発展する可能性を秘めており、博物館整備方針でも「日韓交流の拠点をつくる」としている。
- ③ 平成18年3月に「対馬国際交流ミュージアム（仮称）」がまとめられ、博物館はしまづくりの拠点の役割に加えて、対馬を代表する歴史文化遺産を保存し、その価値を明らかにし活用を図るとしており、県立の対馬歴史研究センターを併設して整備されている。

（2）所見

- ① 合併前にはそれぞれの町に歴史民俗資料館などがあり、対馬市の持つ歴史的資源に着目して、県立の博物館を建設したが、歴史的背景があるにせよ、市と県との協働事業として博物館を整備し、それぞれ応分の費用負担をするなどその手法は参考となる。
- ② 浜田市ではかつての周布氏の朝鮮貿易があり、長崎奉行を介して、対馬の宗家の後ろ盾による交易が行われていたとされ、これらの調査研究も待たれ、周布氏朝鮮貿易など浜田の持つ歴史的位置にも着目する必要がある。

4、筑前町立大刀洗平和記念館の維持管理及び町民等への啓発活動について（20日 館長

尾籠 浩一郎、筑前町議会議長 田中 政浩、副議長 横山 善美、議会事務局長 山本 孝）

（1）概要

- ① 大刀洗平和記念館のあるこの一帯は、旧陸軍の西日本最大の航空拠点であり、特攻隊の中継基地として、悲惨な終戦を迎える。その後平成21年10月町立の施設として開館し、平和教育の拠点として位置づけられている。
- ② 記念館には、零式艦上戦闘機（零戦）も展示され、戦争中、戦地から家族のもとへ送られた手紙、遺書、辞世の句なども展示されており、企画展示コーナー、図書閲覧コーナーなども充実しており、映画上映や朗読を行うなど平和の大切さを伝える設備や企画が充実している。

（2）所見

- ① 西日本最大、東洋一とも言われた航空拠点であり、これらをいかして平和教育、国際平和経験を訴える拠点として注目されており、かつて浜田市にあった歩兵21連隊の遺構なども浜田市としても活用し、市民への啓発を進める必要がある。
- ② 日本が日清戦争、日露戦争のあと、中国大陸への進出、国際連盟脱退など戦争へ突き込んだ歴史が克明に整理され展示されており、日本の平和、国際協調路線を考えるとき、参考となる施設である。